

法務支援・コンプライアンス等推進業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

法務支援・コンプライアンス等推進業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

別紙「法務支援・コンプライアンス等推進業務委託契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（２）業務内容・契約期間・履行場所・費用負担・市からの貸与品

仕様書に記載のとおり。

（３）契約上限額

2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの契約期間に係る契約上限額は、金 42,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（内訳）2027 年度 1,400 万円

2028 年度 1,400 万円

2029 年度 1,400 万円

※１ 仕様書Ⅲただし書に基づき契約期間を 1 年間延長する場合の委託料は、この契約上限額及び本プロポーザルにおける見積額には含まれない。延長期間に係る委託料その他の契約条件は、当該年度の予算の範囲内で、本市と受託者との協議及び合意により別途定める。

※２ 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの各年度の見積額が、内訳の契約上限額（1,400 万円）を超える場合は、失格とする。

※３ 契約期間中に、本市の依頼に係る業務量が契約締結時の想定と比較して恒常的かつ著しく増加した場合、又は契約締結時に合理的に予見することが困難であった賃金水準若しくは物価水準の大幅な上昇その他の事情により、契約金額を維持することが著しく不相当となった場合は、受託者は、その根拠となる資料を添えて、契約金額の変更について協議を申し出ることができる。この場合において、本市は、受託者と誠実に協議するものとする。なお、契約金額の変更の可否及び変更額は、協議の結果並びに本市の予算措置その他の事情を踏まえて決定するものとする。

※４ 本契約は各年度一般会計予算が議会の議決を経て成立することを前提としているため、予算の状況によっては契約を締結しない場合がある。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は、本要領及び仕様書を基本とし、委託契約候補者が提出した企画提案書並びにプレゼンテーションにおける説明及び質疑応答の内容のうち、本市が本業務の目的達成に有用であり、かつ、実施可能であると認めた事項を必要に応じて反映した上で、本市が決定する。

なお、契約内容の決定に当たっては、本要領及び仕様書に定める業務内容及び条件を原則として変更しないものとし、企画提案書等の内容が当然に契約内容となるものではない。また、委託契約候補者は、本市が認める場合を除き、企画提案書等において提案した内容を変更し、又は縮減することはできない。

応募書類の記載内容に虚偽があった場合その他本要領に定める失格事由に該当する場合は、契約を締結しない。

(2) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」のとおり。

(3) 委託料の支払い

① 委託料は、月ごとに支払うものとする。受託者は、各月分の業務の履行後、仕様書に定める業務実績報告書を本市に提出するものとし、本市は当該報告書を受理した日から 10 日以内に当月分の業務について検査を行う。

② 本市は、検査に合格した各月分の委託料について、受託者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、受託者の指定する口座へ振り込んで支払う。

(4) 留意事項

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

本プロポーザルの応募者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

(3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく除外措置を受けていないこと

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと

(5) 仕様書「V. 受託者の要件及び受託法務支援専門官の要件」をすべて満たすこと

5 スケジュール

2026 年 10 月 1 日(木)	公募・質問受付開始
2026 年 10 月 14 日(水)	質問受付期限
2026 年 10 月 19 日(月)	質問に対する回答
2026 年 10 月 26 日(月)	参加申請関係書類の提出期限
2026 年 10 月 30 日(金)頃	参加資格決定通知
2026 年 11 月 2 日(月)	企画提案書の受付開始
2026 年 11 月 20 日(金)	企画提案書の提出期限
2026 年 12 月中旬	プレゼンテーション（対面）

	※参加資格を有する方にのみ別途詳細をお知らせします。
2026 年 12 月下旬	選定結果通知

6 応募手続に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ① 受付期間 2026 年 10 月 1 日(木)から 2026 年 10 月 26 日(月)17 時まで (必着)
- ② 提出書類・部数 下表に記載の書類各 1 部

種別		提出書類
法人・事務所に係るもの	ア	参加申込兼資格確認申請書(様式 1)
	イ	法人又は事務所の概要が分かる資料(任意様式) ※ ホームページを開設している場合は、提出時のメールに当該ホームページの URL を併記することで提出不要とする。
	ウ	納税証明書(令和 7 年度 国税及び地方税)(提出日前 6 か月以内に発行されたもの) ※ それぞれ未納がないことの証明書、滞納がないことの証明書のみ。 ※ 法人格を有していない場合は、事務所の代表者のものを提出すること。
	エ	業務実績調書(様式 2) ※ 仕様書 V 1 (2) の実績を確認するもの
	オ	業務実施体制表(様式 3) ※ 仕様書 V 1 (1) 及び(3) の組織的バックアップ体制及び情報セキュリティ体制を確認するもの
仕様書 V 2 に定める受託法務支援専門官として従事する予定の弁護士に係るもの	カ	弁護士証票(身分証明書)の写し
	キ	経歴・従事業務調書(様式 4) ※ 仕様書 V 2 の業務経験を有することを確認するもの

③ 提出方法 郵送又は持参。

※ 持参による場合は、平日(神戸市の休日を定める条例(平成 3 年 3 月条例第 28 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く日。以下同じ。)午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

④ 提出場所 行財政局法務支援課(8 その他(2)提出先に記載のとおり。以下同じ。)

⑤ 参加資格決定通知 2026 年 10 月 30 日(金)頃に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

① 受付期間 2026 年 10 月 1 日(木)から 2026 年 10 月 14 日(水)17 時まで

② 提出方法 行財政局法務支援課あてに電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

③ 回答方法

- ア 質問に対する回答は、2026 年 10 月 19 日(月)までに、全ての質問者及び同日時点で参加申請書類を提出している者に電子メールで共有する。
- イ 回答後に参加申請書類を提出した者に対しては、参加申請書類の受付後、速やかにそれまでの質問及び回答の内容を電子メールで共有する。
- ウ 質問者名及び質問者を特定し得る情報は共有しない。

7 プロポーザル参加手続に関する事項

本プロポーザルへの参加資格の決定通知を受けた応募者は、以下に記載の所定の書類を提出し、プレゼンテーションに参加すること。

(1) 企画提案書及び見積書の提出

- ① 受付期間 2026 年 11 月 2 日(月) から 2026 年 11 月 20 日(金)17 時まで(必着)
- ② 提出書類・提出部数・提出方法

提出書類	提出部数	提出方法	様式	注意事項
企画提案書	電子データ 1 部	電子メール	自由	P D F 形式
見積書	紙出力 1 通	・ 見積書及び積算内訳書は、同一の封筒に入れて封緘し、封筒表面に案件名称、応募者名及び「見積書在中」と記載すること。	自由	・ 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 3 年間に係る委託料の総額を記載すること。 ・ 仕様書Ⅲただし書に定める延長期間に係る委託料は含めないこと。 ・ 税抜き額、消費税及び地方消費税相当額、総額を記載すること。 ・ 見積額が契約上限額を超える場合は失格となる点注意すること。
積算内訳書	紙出力 1 通	・ 郵送又は持参による	自由	・ 見積書の積算内訳を記載すること。 ・ 3 年間の総額のほか、各年度の委託料及び積算内訳を記載すること。 ・ 各年度の委託料が 1,400 万円を超える場合は失格となる点注意すること。

- ※1 内容の異なる複数の企画提案書、見積書、積算内訳書の提出は不可とする。
- ※2 持参による場合は、平日午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時の間とすること。
- ※3 提出された見積書及び積算内訳書は、提出期限後、事務局において開封し、提案見積価格が契約上限額を超えていないこと、見積対象期間が 2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 3 年間であることその他本要領に定める要件への適合を確認する。提案

見積価格は、内容点の審査が終了するまで選定委員に開示しない。

- ※4 見積書に記載された総額と積算内訳書の合計額が一致しない場合は、見積書に記載された総額を提案見積価格として取り扱う。ただし、不一致が提案内容又は契約条件に重大な影響を与えると本市が認める場合は、失格とすることがある。

③ 提出場所：行財政局法務支援課

④ 企画提案書の体裁及び内容

体裁：A4版、片面、15ページ以内とする。様式は任意とする。なお、表紙・目次はページ数に含めない。

内容：以下の事項を必ず記載すること。以下に記載のない事項については企画提案者の任意とする。

ア 本業務の目的に対する理解及び各業務を一体的に遂行するための基本方針

イ 法務相談等対応業務について、事案の把握、調査、論点整理、法的リスクの分析、対応方針及び選択肢の提示等を行う際の考え方並びに内部統制・コンプライアンス等への対応方針

ウ 受託法務支援専門官として従事する弁護士への後方支援及び困難・重要案件への対応方針（ただし、業務実施体制表（様式3）の内容と重複する場合は記載不要）

エ 研修等啓発業務の企画、資料作成及び実施に関する考え方

オ 法務支援課職員、他の法務支援専門官、所管課職員その他の関係者との連携方針

カ 本業務に活用できる自治体法務・包括的法務支援等の実績及び知見（ただし、業務実績調書（様式2）及び経歴・従事業務調書（様式4）の内容と重複する場合は記載不要）

（2）プレゼンテーション

① 開催日時・場所 2026年12月中旬の予定（参加資格者には、参加資格決定通知の際に詳細をお知らせします。）

② 実施方法 対面（企画提案者（有効な企画提案書並びに見積書及び積算内訳書を期限までに提出した者をいう。以下同じ。）による口頭説明及び質疑応答で合計30分程度の見込み）

③ 説明内容 企画提案書に基づいて行うものとし、追加資料の提出及び使用は認めない。また、プレゼンテーションにおける説明及び質疑応答の内容は、審査資料として取り扱い、審査の対象とする。また、その内容の契約への反映については、本要領3（1）の定めによる。

④ 出席者 受託法務支援専門官として主として従事する予定の弁護士は、原則としてプレゼンテーションに出席し、説明又は質疑応答を行うこと。やむを得ない事情により出席できない場合は、事前に本市へ申し出ること。この場合の取扱いは、本市が別途決定する。

（3）参加辞退

応募者が参加申請後又は企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を速やかに行財政局法務支援課へ提出すること。（電子メールで可）

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 本プロポーザルの審査は、法務支援・コンプライアンス等推進業務事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、選定基準に基づき、企画提案書並びにプレゼンテーションにおける説明内容及び質疑応答の内容を審査する。

(2) 選定基準

審査及び委託契約候補者の選定は、次に定める方法により行う。

① 内容点

企画提案書、プレゼンテーションにおける説明及び質疑応答その他の提出書類について、評価基準（別紙）に基づき、選定委員5名がそれぞれ50点満点で採点する。内容点は、各選定委員の採点を合計した250点満点とする。

② 価格点

ア 価格点は、企画提案者が提出した有効な提案見積価格に基づき、内容点の審査終了後に事務局が算出する。提案見積価格は、内容点の審査が終了するまで選定委員に開示しない。

イ 価格点は、選定対象となる企画提案者が提出した有効な提案見積価格のうち最も低い価格（以下「最低提案価格」という。）を基準として、次の計算式により算出する。最低提案価格を提示した企画提案者の価格点は、50点となる。なお、算出した価格点に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨て、整数とする。

$$\text{価格点} = \text{最低提案価格} \div \text{当該企画提案者の提案見積価格} \times 50 \text{ 点}$$

③ 総合評価点

内容点と価格点を合計した点数を総合評価点とし、300点満点とする。総合評価点が最も高い企画提案者を委託契約候補者として選定する。ただし、本要領に定める最低基準点に達しない企画提案者は、総合評価点にかかわらず、委託契約候補者として選定しない。

④ 最低基準点

内容点が150点未満の場合は、総合評価点にかかわらず、委託契約候補者として選定しない。

⑤ 総合評価点が同点の場合の取扱い

ア 内容点と価格点を合計した総合評価点が同点となった企画提案者が複数ある場合は、内容点が高い企画提案者を上位とする。

イ 内容点も同点である場合は、「実施体制・継続性」の得点が高い企画提案者を上位とし、当該得点も同点である場合は、「業務遂行能力」の得点が高い企画提案者を上位とする。それでもなお同点の場合は、くじにより順位を決定する。

⑥ 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者である場合も審査を行い、内容点が最低基準点以上であるときは、当該企画提案者を委託契約候補者として選定することができる。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該応募者は応募資格を失い、選定対象から除外する。

- ① 応募資格を満たさないことが判明した場合

- ② 提出期限までに必要書類が提出されない場合
- ③ 見積額が契約上限額を超える場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める場合
- ⑥ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ⑦ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑧ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての企画提案者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。公表内容は、選定された事業者名、評価結果その他本市が必要と認める事項とする。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出期限後の提出、差替え、再提出又は追加提出は、本市がやむを得ない事情があると認める場合を除き、認めない。
- ④ 提出された企画提案書その他の提出書類は、審査及び事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ⑥ 参加申請後に神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。

(2) 電子契約

本市では電子契約を導入しているため、委託契約候補者には、電子契約システムの利用意思を確認したうえで、電子契約により契約を締結する。なお、電子契約の利用が難しい場合は、従来通り書面にて契約締結を行う。

参考：電子契約についての詳細（市ホームページ）

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html

(3) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市行財政局法務支援課（電話番号 078-322-5064）

電子メールアドレス：houki@city.kobe.lg.jp

担当者：西濃、安田